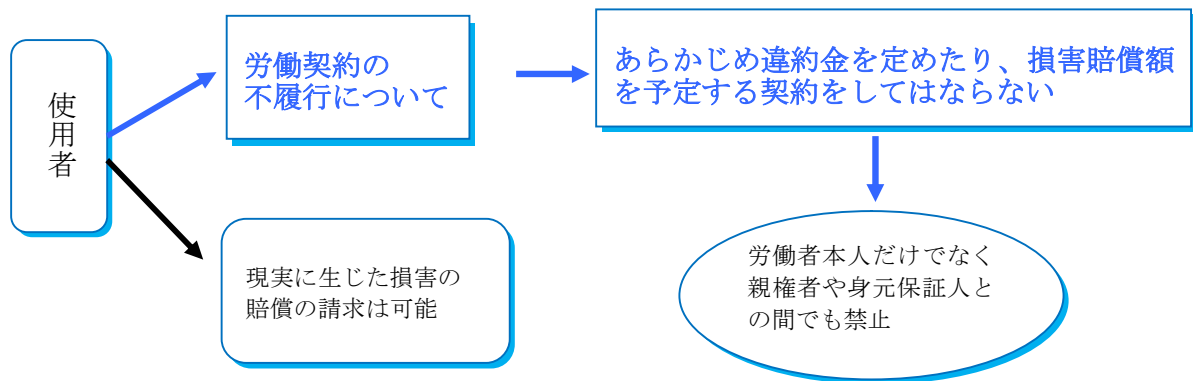


## 賠償予定の禁止（法第16条）

労働者の不履行について違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしてはなりません。



### ■ 労働契約の不履行

- ・ 労働契約の不履行の場合の違約金の設定  
(例) 「途中でやめたら、違約金を支払うこと」
- ・ 労働契約に損害賠償額の予定を事前に盛り込む  
(例) 「会社に損害を与えたら、〇〇円払うこと」

禁止

(注) あらかじめ金額を決めておくことは禁止されていますが、現実に労働者の責任により、発生した損害について賠償を請求することまでを禁じたものではありません。